

参考資料

用語集

■あ行

一級河川

一級水系に属する河川で、国土交通大臣が指定管理する（一部の区間については都道府県知事に管理のみを委任）。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取組。

■か行

海岸保全基本計画

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた、海岸保全の基本的な事項を示す計画。

街区公園

主として街区に居住する人が容易に利用できる都市公園。敷地面積は0.25haが標準。

幹線道路

都市の骨格的な道路網を形成する道路。そのうち主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路。

景観計画区域

景観法に基づく計画を定める区域。区域内では景観計画に基き、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。宇和島市では、平成19年4月に「宇和島市遊子水荷浦地区景観計画」を策定。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

コミュニティバス

自治体の補助等により、一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせてきめ細かく運行するバス。

■さ行

災害レッドゾーン

洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害発生時に危険が及ぶ可能性のある中でも、さらにリスクが高く、建物が壊れ、人命に著しい危険が生じる恐れがある区域。災害危険区域（建築基準法）や地すべり防止区域（地すべり等防止法）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）がある。

市街地再開発事業

比較的古い建物が密集しているような地区で、計画的にビルを建て替え、まちの機能を新しくするまちづくりの手法。

住区基幹公園

主に街区内の身近な居住者、近隣の居住者、徒歩圏内の居住者が利用する公園であり、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物が集まっている地区で、文化財保護法の規定に従って市町村が定める地区。現状変更の規制や保全のための措置がある。

総合公園

主に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用をするための公園であり、まちの規模に応じて 10～50ha の規模を標準とする。

■た行

地区計画

地区の実情に即した、身近できめこまやかなまちづくりの規制誘導の方策。

駐車場整備地区

自動車が混雑する商業地で、駐車場の整備を促進し円滑な道路交通を確保するために指定する地区。

特定地区公園

都市計画区域外の地域において、住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求にこたえとともに、生活環境を改善するために整備する、都市公園における地区公園相当規模（4ha 程度）の公園。

都市基幹公園

都市公園の内、運動やその他総合的な利用のために、市町村の居住者全般が利用する公園であり、総合公園と運動公園がある。

都市計画提案制度

土地の所有者やまちづくり NPO 等あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。

都市公園

都市公園法に基づき、国、県、市が都市住民のスポーツ、レクリエーション、休憩など、日常生活にゆとりとうるおいが得られるように整備・管理する公園。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

一定の範囲で計画的に、土地の形を整え、道路や公園等の公共施設を整備するまちづくりの手法。

■な行

南海トラフ地震

日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いのプレート境界を震源域とした警戒されている大規模地震。

南予レクリエーション都市公園

昭和 48 年、現在の宇和島市及び愛南町の一部が南予レクリエーション都市計画区域に指定され、現在一部開設を含み 6 か所（南楽園など）が開設されている。

二級河川

一級水系以外の重要な水系で、都道府県が管理する河川。

農業振興地域整備計画

総合的に農業振興を図るべき地域において、その整備に関する措置を講じ、農業の健全な発展と、国土資源の合理的な利用に寄与する計画。

■は行

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、災害発生箇所や被害範囲、避難場所などの情報を地図上に図示したものの。

バリアフリー

高齢者や障がい者の行動、生活上の障害（バリア）を取り除いた環境。まちづくりでは、段差の解消、スロープやエレベータの設置、点字や手すりの設置、広い空間づくり等を推進している。

風致公園

都市計画法上の都市施設、都市公園法上の都市公園である特殊公園の一種で、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園。

風致地区

都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める都市計画の地区であり、建築等に一定の規制がかかる。

復興事前準備

平常時から災害が発生したことを想定し、被害が発生しても対応可能なソフト的対策を事前に準備すること。

防火地域・準防火地域

都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として指定されている地域。建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれた小規模なスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

ポテンシャル

潜在力。潜在的な可能性がある状態。

■ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯止めをかけるとともに、各地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持することを目的としている。本市では、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略」を策定している。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。

モビリティ・マネジメント

地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状況へ」と少しずつ変えていく一連の取組。モビリティとは「一人ひとりの移動」「地域全体の交通流動」を意味している。

■や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、すべての人が快適に利用できる都市や生活環境をデザインする考え方。

用途地域

都市の将来像を想定した上で、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るために、住居、商業、工業の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等に関する制限をしている地域。

■ら行

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した計画。

リニューアル

装いを新たにすること。更新。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき良好な住環境を創るため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を結ぶ制度。

緑地保全地域

樹林地、草地、水辺地、岩石地等の緑地で良好な自然的環境を形成しているものを現状凍結的に保全する地域地区で、建築等には許可が必要である。

臨港地区

港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域。